

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。

- ◆ 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。
- ◆ 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増加額が3,000円までに抑えられます**（入院の医療費は対象外です）。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等（③－④）	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増が
3,000円までに抑えられます。

Q どのように負担増加額を3,000円までに抑えるのですか？一旦負担増加額が3,000円となったら、次回以降、同じ月の診療ではそれ以上は請求されないのですか？

- ・ 同一の医療機関等での受診については、上限を超えた額を窓口で支払う必要はありません。
- ・ このため、**1割負担と比べた場合の1か月の負担増加額が3,000円となったら、同月中のそれ以降の診療においては、1割負担分のみお支払いいただくことになります**※1・2。
- ・ これにより、1割負担の場合と比べた負担増加額を3,000円までに抑えます。**このため、同じ診療内容であっても、窓口でお支払いいただく金額が異なる場合があります。**

※1 配慮措置は高額療養費として支給されるため、1円単位での計算となります。また、通常の外来医療の窓口負担の上限額（月18,000円）に達した場合には、それ以上窓口でお支払いいただく必要はありません。

※2 公費負担医療及び特定疾病療養（マル長）を受けられた場合、これらにかかる自己負担には、既に制度毎に別の上限が設けられていることから、同一の医療機関等の受診であっても窓口での配慮措置の対象とはなりません。1か月の自己負担増が3,000円までになるよう、後日、差額を払い戻します。

Q 複数の医療機関等を受診した場合や、公費負担医療等を受けた場合には、どうなりますか？

- ・ 複数の医療機関等にまたがって受診された場合や公費負担医療等を受けられた場合などで、1ヶ月の負担増加額が3,000円を超えたときは、負担増が3,000円までになるよう、**後日、差額が後期高齢者医療広域連合から高額療養費の登録口座に払い戻されます。**

Q 払い戻しに当たって、事前の準備は必要ですか？

- ・ 払い戻し先となる高額療養費の口座はご自身で登録していただく必要があります。今回2割負担となる方で払い戻し先の高額療養費の口座が登録されていない方には、**各都道府県の後期高齢者医療広域連合や市区町村から申請書が郵送されますので、お手続きをお願いします。**
- ・ 電話や職員訪問による口座情報登録をお願いすることは絶対にありません。同じく、キャッシュカードや口座通帳を預かったり、ATMの操作をお願いしたりすることも絶対にありません。**医療費の還付を装った詐欺などには十分注意してください。**